

成年後見制度と日常生活自立支援事業

平成30年9月7日
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪後見支援センター



1

生活を支える事業や権利をまもる制度が必要

- 人口減少と超高齢社会 ⇒ これまで経験のない現実直面
大阪府は都市部を中心に、核家族化や単独世帯が増加
家庭・地域の相互扶助や地域コミュニティ機能の希薄化が課題
【第3期大阪府地域福祉支援計画 ～地域福祉を取り巻く状況の変化～】より
- 認知症高齢者の増加 【厚生労働省「新オレンジプラン」より】
(平成24年)462万人(約7人に1人)⇒(平成37年)約700万人(約5人に1人)
- ノーマライゼーションの普及による地域生活への移行推進
知的障がい者施設・精神科病院からグループホームや単身在宅生活へ
- 措置制度から契約制度への転換(平成12年4月～介護保険制度)
契約に支援を要する人(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)を支える 「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」



自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや
資源を利用し、安心して地域生活を送ることを確保する

2

契約(社会生活の様々な場面)

- | | |
|----------------------|--------|
| • スーパーで野菜を買う | 売買契約 |
| • アパートを借りて、家賃を払う | 賃貸借契約 |
| • 金銭の貸し借りをする | 消費貸借契約 |
| • 電話やインターネットの利用料を支払う | 利用契約 |
| • 会社勤めやアルバイトをする | 雇用契約 |
| • 通勤・通学に電車を使う | 運送契約 |
| • 自分の代わりに法律行為をやってもらう | 委任契約 |
| • 病院で治療を受ける | 医療契約 |

契約とは何か

相対する二人以上の者の意思表示が合致することによって成立する法律行為

法律によって強制される約束

契約の成立

契約が有効に成立するためには、

- ①意思があること ②契約を締結するだけの判断能力があること が必要



両者が合致すること

3

支援者の気付きと 専門機関の関与が大事

◎だまされていても気づかないことがある

- ・悪質業者はとても親切
- ・いい人と思い、言われるまま

◎何度も繰り返し被害にあうことがある

◎「NO」と言えないことがある

◎被害にあってもだれにも相談しないことがある

- ・近隣や地域から孤立、親族関係希薄化
- ・だまされたことを知られたくない
- ・自分が悪いと思ってしまう

4

日常生活自立支援事業

1 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に不安のある方が
安心して利用できるよう援助

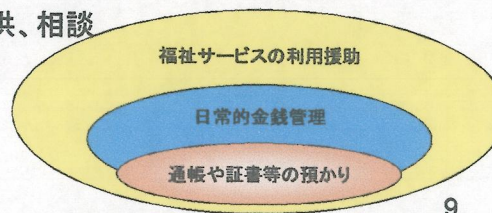
2 日常的金銭管理

金銭管理や支払い手続の代理や代行(概ね100万円以内)

3 通帳や証書等の預かり

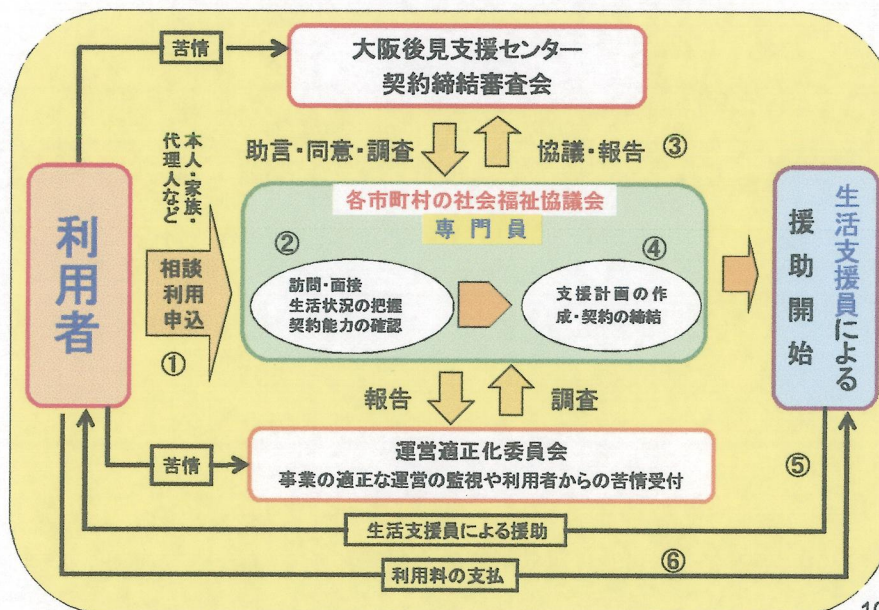
通帳や証書類を預かり、紛失や盗難を防止(概ね1000万円以内)

- 福祉サービスに関する情報の提供、相談
- 申請、契約手続の同行・代行
- 在宅サービス契約の代理
- 苦情解決制度利用手続き



9

日常生活自立支援事業 事業の仕組み



10

成年後見制度とは

精神上の障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を保護し、権利が守られるよう法律的に支援する制度

例えば

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、事故などによる脳の障がいまたは脳の疾患が原因で判断能力が不十分な方

※重度の身体障がいがあっても、判断能力があれば利用できない

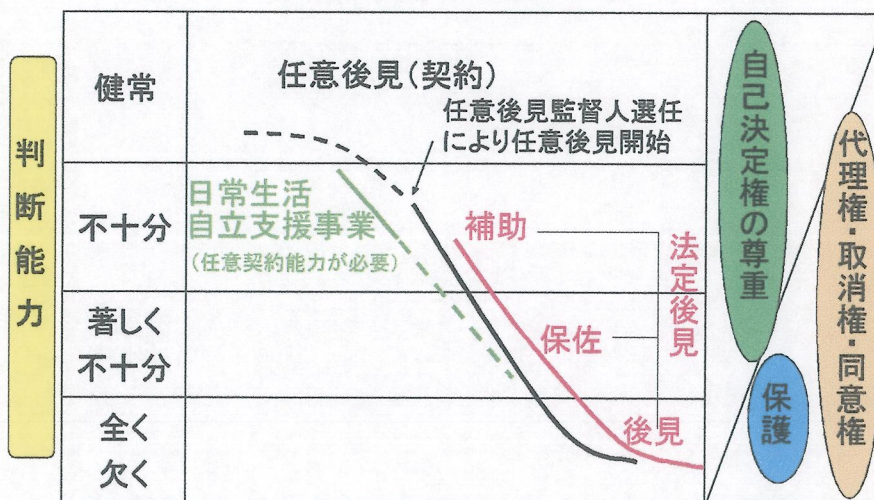
13

日常生活自立支援事業と成年後見制度

	日常生活自立支援事業 ＜福祉面からの制度化＞	成年後見制度（法定後見） ＜法律面からの制度化＞
所轄庁	厚生労働省	法務省
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援護局通知等	民法等、政省令、家事事件手続規則等
援助者	市町村社会福祉協議会等（法人） 専門員、生活支援員	補助人・保佐人・成年後見人（親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職、法人、市民等）
監督機関	都道府県・指定都市福祉協議会及び運営適正化委員会	補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人
費用	契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担 （生活保護利用者は公費助成）	後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁
手続の始まり	社会福祉協議会に申し込む （本人、関係者・機関、家族等）	家庭裁判所に申立（本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長） 補助開始には本人の同意が必要

14

成年後見制度と日常生活自立支援事業 判断能力に関して



15

成年後見制度(平成12年4月～)

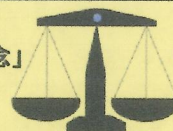
○旧制度(禁治産・準禁治産制度)の問題点

- ・ 財産の管理・保護に偏っていた
- ・ 保護の内容が判断能力の多様性に対応していなかった
- ・ 戸籍の身分事項欄に記載された

○成年後見制度

- ・ 自己決定の尊重
- ・ 現有(残存)能力の活用
- ・ ノーマライゼーション

「3つの理念」



「本人の保護の理念」

「3つの理念」と、「本人の保護の理念」との調和を旨として従来の制度が改正

○成年後見人の役割

本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援すること

○成年後見登記制度

東京法務局へ成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記
成年後見人等は、登記事項証明書により、その権限などを示して活動する

16

大阪府における成年後見制度利用状況 ～H28 大阪家裁管内と全国～

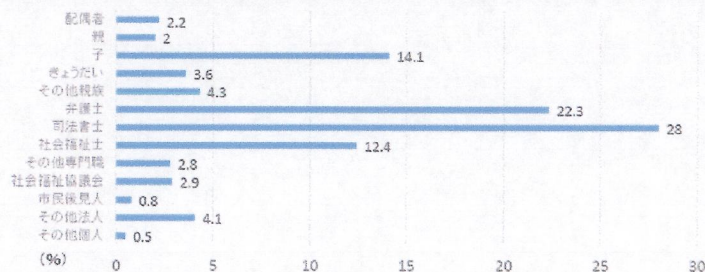
	大阪府	%	全国	%
総申立件数	2,676		34,249	
後見	2,087	78.0	26,836	78.4
保佐	410	15.3	5,325	15.5
補助	103	3.8	1,297	3.8
総利用者数	14,856		203,551	
後見	11,567	77.9	161,307	79.2
保佐	2,342	15.8	30,549	15.0
補助	730	4.9	9,234	4.5
本人と成年後見人等の関係	2,585		34,721	
親族	573	22.2	9,759	28.1
親族以外(第三者後見人)	2,012	77.8	24,962	71.9

17

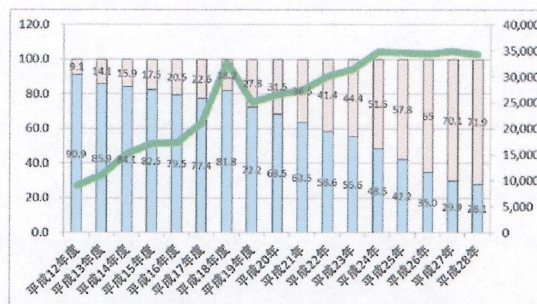
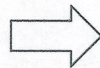
成年後見人等と本人との関係

全国(H29)

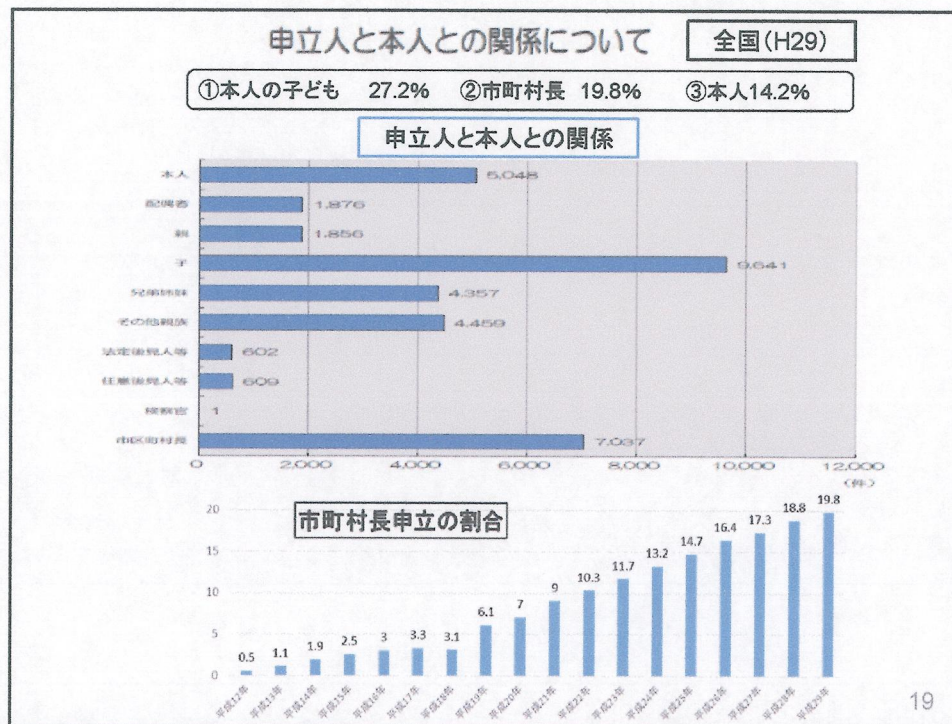
親族26.2% 専門職65.5% 法人・市民(289人)・その他8.3%



親族ではない
第三者後見人の
割合が年々
増加している



18



制度の利用者が少ないのは・・・

- 利用者にとってメリットが実感できない
- 財産管理が主である印象が強い

不正防止、財産管理からの転換
身上保護の重視、意思決定支援

⇒ 成年後見制度利用促進法施行(H28.5.13)
成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
(H29.3.24)

20